

(1) 男女共同参画の進捗状況に関する指標

項目	実績値	目標値
男女共同参画社会基本法を知っている人の割合	32.3% (平成26年6月)	60.0%
ちがさき男女共同参画推進プランを知っている人の割合	7.4% (平成26年6月)	50.0%
茅ヶ崎市男女共同参画推進センターを拠点とした男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを知っている人の割合	11.7% (平成26年6月)	60.0%

(2) 基本目標に対する指標

基本目標	項目	実績値	目標値
1 男女共同参画の意識啓発の推進	社会通念・慣習・しきたりにおいて男女の地位が平等になっていると思う人の割合	29.5% (平成26年6月)	35.0%
	固定的性別役割分担意識に反対する人の割合	59.3% (平成26年6月)	60.0%
	メディア・リテラシーを知っている人の割合	14.5% (平成26年6月)	15.0%
2 仕事と生活の両立ができる環境整備の促進	女性が職業を持つことについて「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と考える人の割合	35.9% (平成26年6月)	50.0%
	認可保育所(園)の在籍者数	3,061人 (平成26年度)	3,281人 (平成31年度)
3 配偶者等に対する暴力の根絶	配偶者・パートナー間における次の行為を暴力と認識する人の割合「交友関係、電話、メールなどを細かく監視する」	40.4% (平成26年3月)	50.0%
	女性のための相談室を知っている人の割合	17.8% (平成26年6月)	40.0%
4 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に賛成する人の割合	88.8% (平成26年6月)	90.0%
	就労が決定し、収入を得た生活保護受給者の割合	45.4% (平成26年度)	45.0%
5 男女が共に参画するまちづくりの推進	市の審議会における女性委員の割合	27.4% (平成26年度)	40.0%
	託児サポーター事業の活用	31事業 (平成26年度)	40事業

第2次 ちがさき男女共同参画推進プラン

平成28年度～令和4年度(予定)



イラスト
越前市男女共同参画センター「あんだんて」生活の中で見る男と女^{ひとひと} イラスト・カット集より

発行 茅ヶ崎市 編集 文化生涯学習部男女共同参画課男女共同推進担当

平成28年(2016年)1月発行
〒253-0044 神奈川県茅ヶ崎市新栄町12番12号トラストビル4階
茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ内
電話 0467-57-1414 FAX 0467-57-1666
ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

市では、平成13年に「ちがさきを男女平等参画のまちに」することを目指して「ちがさき男女平等参画プラン」を、平成23年に「人権が尊重された、男女共同参画社会の形成」に向けて「ちがさき男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の形成の推進に取り組んできました。

計画の期間が終了するのに伴い、これまでの取り組みの検証を行いながら、総合的かつ計画的に施策を推進するため、「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」を策定しました。

- ◆このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画です。
 - ◆このプランの「基本目標3 配偶者等に対する暴力の根絶」を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に規定されている市町村基本計画として位置づけ、「茅ヶ崎市DV^{※1}対策基本計画」とします。
- ※1「domestic violence(ドメスティック・バイオレンス)」の略。配偶者や恋人、婚約者、同棲相手、元配偶者など親密な関係にある者から受ける暴力や暴言をいいます。

基本理念

人権が尊重された、男女共同参画社会の形成

基本目標 1 男女共同参画の意識啓発の推進

あらゆる分野で男女が平等に活躍する社会の実現に向け、市民一人ひとりが、男女平等や男女共同参画を身近な問題として捉えることができるよう、様々な機会を提供するとともに、従来の固定的な性別役割分担意識にとらわれない意識づくりを推進します。

また、すべての人が男女共同参画の視点をもって情報を自ら取捨選択し、受・発信できるように意識啓発に努めます。

男女共同参画社会の推進が、国際社会における取り組みと密接な関係があることから、国際連携及び協力を推進します。

1 男女共同参画についての理解を促進する

- 1 男女共同参画推進のための広報・啓発
- 2 学校教育や社会教育の場での啓発
- 3 職員の理解が深まる研修機会の提供

2 平和の尊さを啓発する事業と国際連携及び協力を推進する

- 1 男女共同参画に関する国内外の情報の提供
- 2 平和事業や国際連携及び協力の推進
- 3 国際理解・異文化理解を深める機会の充実

3 人権尊重に対する理解を促進する

- 1 メディア・リテラシーに関する学習機会の充実
- 2 人権尊重のための意識啓発

基本目標 4 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実

性や健康に関する理解の促進を図り、心身の健康の維持増進を支援します。

男女共同参画の視点から、高齢者、障害者及び外国人等をはじめとしてあらゆる市民が住み慣れた地域で安心して生活できるような体制づくりを推進します。

10 女性の生涯にわたる健康を支援する

- 1 女性が自分のからだのことを自分で決める権利の確立
- 2 健康に配慮しライフステージに応じた支援策の充実

11 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境を整備する

- 1 高齢者、障害者及び外国人等が安心して暮らせる環境づくり
- 2 ひとり親家庭への支援の充実
- 3 様々な困難を抱える人々の生活を支えるセーフティネットの充実

基本目標 2 仕事と生活の両立ができる環境整備の促進

男女がともに、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発・趣味・仕事など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開することができるように仕事と生活の両立を支援します。

また、家事・育児・介護といった家庭における責任を男女がともに担うことができるための取り組みを支援します。

4 働きやすい環境をつくる

- 1 ワーク・ライフ・バランス実現のための支援
- 2 多様なニーズに対応した就労支援
- 3 職場における男女共同参画の推進

5 子育て、介護がしやすい環境をつくる

- 1 子育て、介護をする人が働きやすい環境づくり
- 2 子育て、介護の支援の充実

6 男性の家庭生活や地域生活への参画を進める

- 1 男性の家庭生活への参画の推進
- 2 男性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進

基本目標 3 配偶者等に対する暴力の根絶

【茅ヶ崎市 DV 対策基本計画】

暴力の根絶に向け、あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの認識を広げ、暴力の根絶に向け、意識啓発を推進します。

また、被害者の保護・支援のため、相談体制の充実を図り、自立のための支援体制の整備を進めます。

7 暴力根絶のための意識啓発を推進する

- 1 若年層への暴力防止に向けた予防啓発
- 2 暴力防止のための法律や制度の理解の促進

8 暴力に関する相談体制の充実を図る

- 1 相談体制の整備・充実
- 2 関係機関との連携強化

9 暴力被害者の保護・支援体制を確立する

- 1 被害者の安全確保・緊急避難体制の確保
- 2 被害者の自立支援

基本目標 5 男女が共に参画するまちづくりの推進

様々な施策に男女共同参画の視点が入り、多様なニーズや意見が反映されるよう、政策などの意思決定過程に男女が参画する機会が確保されることが必要です。職場や地域など、あらゆる分野の意思決定過程や、防災・防犯などの新たな取り組みを必要とする分野において、男女が共に参画することを推進します。

12 政策・方針決定過程の場に女性の参画を増やす

- 1 性別に偏らない意思決定の場の実現
- 2 女性の参画を進める環境づくり

13 地域における男女共同参画を推進する

- 1 地域活動における男女共同参画の促進
- 2 産業、防災などの分野における男女共同参画の推進